市役所は毎週土曜日開庁しています

# 後期高齢者医療制度が始まりました

**●保険証は届きましたか？**

この新しい制度の運営は、都内62区市町村が加入・設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。ただし、保険証の引渡しや保険料の徴収、各種届出などは市が行います。

この制度の対象者となるのは、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で、広域連合の障害認定を受けている方です。

今月以降75歳になる人には、保険証を誕生日の前日までに配達記録郵便で送ります。

**●医療機関での支払い**

今までの医療機関等での支払いと変わりません。病院等の窓口では、これまでと同様、かかった費用の1割を支払います。ただし、現役並み所得の方は3割です。

**●保険料**

保険料率や保険料の決定は「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

被保険者一人当たりの均等割額は年額37，800円です。所得割額は、被保険者の旧ただし書き所得（総所得から33万円を引いた額）に所得割率6・56パーセントをかけた金額です。

**●保険料の納め方**

保険料の納付方法は年金から差し引かれて収める「特別徴収」と、納付書や口座振替で収める「普通徴収」があります。

**特別徴収** 年金支給額が年額18万円以上の方で、4月支給の年金から徴収が始まります。

**普通徴収** 年金額が18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方で、7月に納付書を発送します。

**問合せ** 保険年金課後期高齢医療係

## 4月からは後期高齢者医療被保険者証で受診してください！

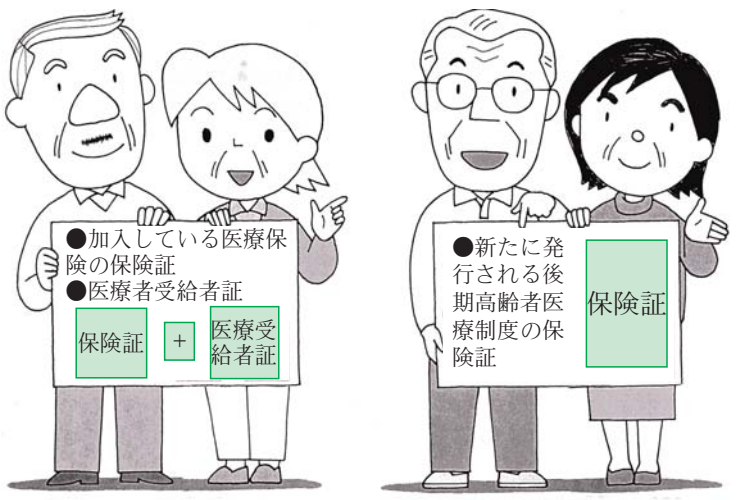


## 保険料の軽減について

**①均等割額の軽減**

所得の低い方には、均等割りの金額が所得に応じて3段階に軽減されます。

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等 | 軽減割合 |
|---|---|
| 33万円（基礎控除額）を超えない世帯 | 7割 |
| 33万円（基礎控除額）＋24.5万円×被保険者の人数（本人を除く） | 5割 |
| 33万円（基礎控除額）＋35万円×被保険者の人数 | 2割 |

**②所得割額の軽減（東京都独自の制度）**

後期高齢者医療制度創設時の激変緩和策として、平成22年3月までの軽減措置です。

| 旧ただし書き所得（年金収入の場合） | 所得割額の減額割合 |
|---|---|
| 15万円（年金収入168万円）まで | 所得割額を全額減額 |
| 20万円（年金収入173万円）まで | 所得割額を75％減額 |
| 40万円（年金収入193万円）まで | 所得割額を50％減額 |
| 55万円（年金収入208万円）まで | 所得割額を25％減額 |

※旧ただし書き所得とは、総所得金額等から基礎控除33万円を引いた金額です。

**③被用者保険の被扶養者の軽減について**

制度加入前まで被用者保険（政府管掌保険、健康保険組合、共済組合等）の被扶養者として、自分で保険料を払っていなかった方は、2年間は所得割額が無料となり、均等割額が半額となる軽減措置があります。

さらに均等割額は、平成20年4月から9月までの半年間は無料、10月から平成21年3月までは9割が軽減されます。

## 納税のお知らせ

### うっかり忘れにも延滞金がかかります！納税は口座振替のご利用を！

市税・国民健康保険税・介護保険料は納期限を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

そこで市では、市税・国民健康保険税・介護保険料の納付に口座振替をお勧めしています。ご指定の預金口座から各納期限に自動的に振り替えます。納めに行く手間が省け、納め忘れによる延滞金の心配もなく便利です。

**◆申込みは簡単**

市役所、取扱金融機関窓口でお申し込みください（預金通帳の登録印鑑が必要です）。

市役所に電話していただければ口座振替依頼書を郵送します。また市ホームページからも用紙をダウンロードすることができます。

**◆申込み期日**

申込みの1か月半以降の納期限より振り替えを始められます。

今からお申し込みいただければ平成20年度の各税の振替えからご利用が可能です。ぜひご利用ください。

**◆取扱金融機関等**

埼玉りそな銀行、中央三井信託銀行、東京都民銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、ゆうちょ銀行・各郵便局

### 至急納めてください！

平成19年度の市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の納期は、全て過ぎています。

もう一度、納税通知書等をご確認ください。

**問合せ** 収納課

## 年金だより

### 平成20年度の年金額

国民年金や厚生年金などの年金額は、実質的な価値が変わるのを防ぐため、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「物価スライド」の仕組みがとられています。これは、前年平均の全国消費者物価指数の変動率を基にして年金額が改定されるものです。

平成20年度については、平成19年平均の対前年比変動率が0・0％であったことから、改定は行われず、前年度と同じ年金額になります。

**老齢基礎年金額**（年額）792，100円

**障害基礎年金額**（年額）

**一級** 990，100円

**二級** 792，100円

**遺族基礎年金額**（年額）792，100円

遺族基礎年金の子の加算額（年額）第一子及び第二子227，900円、第三子以降75，900円

### 平成20年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成17年度から平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられることになりました。

これにより、平成20年度の保険料については、310円引き上げられ14，410円となります。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなったり、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期内に納めましょう。

### 学生納付特例の申請方法が一部変更になります

学生納付特例制度は、前年の所得が一定以下の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

今までは、前年度に承認されていた場合でも新年度に申請する必要がありました。今年度からは、前年度と同じ学校に在学し、2月までに学生納付特例が承認され、翌年度以降も引き続き在学予定の学生の方には、社会保険庁から郵送される申請書（はがき）により申請ができます。

ただし、在学される学校等に変更のある方や、初めて学生納付特例の申請をされる方などは、学生証・印鑑（本人来庁は不要）を持参して市役所窓口にお越しください。

**問合せ** 保険年金課保険年金係